平成２５年（フ）第２１７号
大阪府貝塚市加神１丁目４番28号
債務者　野田　一夫
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目19番14号
債務者　楠本吉太郎
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
大阪府和泉市和気町３丁目４番53号
債務者　笈田　昌彦
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
大阪府岸和田市八幡町１番７―308号
債務者　堀田　孝子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県加東市上滝野2162番地１
債務者　長川　　敦
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１４０号
奈良市鳥見町４丁目３番地の１　富雄団地42―104号
債務者　花田　武子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６号
香川県高松市郷東町587番地255　平成マンション308号室
債務者　根本　英樹
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１３０号
香川県高松市木太町1751番地５　Ｕｒｂａｎ Ｈｅｉｇｈｔｓ28　Ｃ棟202号室
債務者　元岡　卓也
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２２号
福岡県大牟田市平原町261番地　平原市営住宅３棟17号
債務者　西村　亮一
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２２号
茨城県行方市沖洲1292番地26
債務者　藤井　博子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２７号
茨城県神栖市知手439番地１ピュアライズコーポ201
債務者　中島　健氏
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１８７号
千葉県市原市光風台５丁目293番地
債務者　花澤　　和
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２３１号
千葉市稲毛区園生町1366番地１　ウィズ稲毛511号
債務者　掛本理恵子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５１号
千葉県船橋市本中山７丁目17番10号　松丸荘102号
債務者　小原　庸夫
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７１号
千葉県習志野市東習志野４丁目５番18号　エメラルドハウスⅢ　207号
債務者　桶谷裕一郎
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８２号
千葉県浦安市海楽１丁目25番25号　レオパレスウイング207
債務者　鈴木　　純
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１３号
千葉県市川市田尻５―16―31グロバーハイツ森301号室、住民票上の住所千葉県市川市高谷１丁目４番６号
債務者　大空　初枝
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係